

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県条例第18号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請）</p> <p>第52条の20 法附則第11条の4第1項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金（次条及び第52条の22において「助成金」という。）の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>附 則</p> <p>（自動車税の税率の特例）</p> <p>40 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、同項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する<u>平成31年度分</u>の自動車税に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（1） ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの</p>	<p>（心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請）</p> <p>第52条の20 法附則第11条の4第1項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金又は<u>施行規則附則第3条の2の20に規定する助成金</u>（次条及び第52条の22において「助成金」と総称する。）の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>附 則</p> <p>（自動車税の税率の特例）</p> <p>40 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、同項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する<u>当該各号に定める年度以後の年度分</u>の自動車税に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（1） ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの <u>新車新規登</u></p>

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

略

録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの  
新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

41 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	1万円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円

	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>29,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>1,200円</u>
<u>第1項第2号イ</u>	<u>8,000円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>11,500円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>3万円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>35,000円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>1,600円</u>
<u>第1項第2号ウ(ア)</u>	<u>7,500円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>15,100円</u>	<u>4,000円</u>
<u>第1項第2号ウ(イ)</u>	<u>10,200円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>20,600円</u>	<u>5,500円</u>
<u>第1項第3号ア(ア)</u>	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>14,500円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>2万円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>7,500円</u>
<u>第1項第3号ア(イ)</u>	<u>26,500円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>32,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>38,000円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>

	64,000円	16,000円
第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第1項第5号	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
第3項第1号	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
第3項第2号	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
第4項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円

第4項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

42 法附則第12条の3第3項第4号に規定するエネルギー消費効率が同号に規定する基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同条第4項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	2万円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
88,000円	44,000円	

	111,000円	55,500円
第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	3万円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	2万円	1万円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
第1項第3号ア(イ)	29,000円	14,500円
	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円

	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第1項第5号	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第3項第1号	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
第3項第2号	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円

41 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
第1項第1号イ	40,700円	10,500円
	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	1万円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
88,000円	22,000円	

第4項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第4項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

43 法附則第12条の3第5項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



	111,000円	28,000円
第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	3万円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	2万円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円

	<u>44,000円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>16,000円</u>
第1項第3号イ	<u>33,000円</u>	<u>8,500円</u>
	<u>41,000円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>12,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>18,500円</u>
	<u>83,000円</u>	<u>21,000円</u>
第1項第4号	<u>4,500円</u>	<u>1,500円</u>
	<u>6,000円</u>	<u>1,500円</u>
第1項第5号	<u>23,600円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>27,600円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>31,600円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>36,000円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>40,800円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>46,400円</u>	<u>12,000円</u>
	<u>53,200円</u>	<u>13,500円</u>
	<u>61,200円</u>	<u>15,500円</u>
	<u>70,400円</u>	<u>18,000円</u>
	<u>88,800円</u>	<u>22,500円</u>
第3項第1号	<u>6,500円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>2,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>5,000円</u>
第3項第2号	<u>8,000円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>11,500円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>

第4項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第4項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

42 法附則第12条の3第2項第4号に規定するエネルギー消費効率が同号に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、同条第3項の窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので総務省令で定めるもの又は同項の窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	2万円
	45,000円	22,500円

44 法附則第12条の3第3項第4号に規定するエネルギー消費効率が同号に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、同条第6項の窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので総務省令で定めるもの又は同項の窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、附則第42項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	<u>51,000円</u>	<u>25,500円</u>
	<u>58,000円</u>	<u>29,000円</u>
	<u>66,500円</u>	<u>33,500円</u>
	<u>76,500円</u>	<u>38,500円</u>
	<u>88,000円</u>	<u>44,000円</u>
	<u>111,000円</u>	<u>55,500円</u>
<u>第1項第2号ア</u>	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,500円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>2,400円</u>
<u>第1項第2号イ</u>	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>11,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>3万円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>35,000円</u>	<u>17,500円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>
<u>第1項第2号ウ(ア)</u>	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>15,100円</u>	<u>8,000円</u>
<u>第1項第2号ウ(イ)</u>	<u>10,200円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>20,600円</u>	<u>10,500円</u>
<u>第1項第3号ア(ア)</u>	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>14,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>2万円</u>	<u>1万円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>11,500円</u>

	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>14,500円</u>
第1項第3号ア(イ)	<u>26,500円</u>	<u>13,500円</u>
	<u>32,000円</u>	<u>16,000円</u>
	<u>38,000円</u>	<u>19,000円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>22,000円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>25,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>32,000円</u>
第1項第3号イ	<u>33,000円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>41,000円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>24,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>33,000円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>37,000円</u>
	<u>83,000円</u>	<u>41,500円</u>
第1項第4号	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>
	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>
第1項第5号	<u>23,600円</u>	<u>12,000円</u>
	<u>27,600円</u>	<u>14,000円</u>
	<u>31,600円</u>	<u>16,000円</u>
	<u>36,000円</u>	<u>18,000円</u>
	<u>40,800円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>46,400円</u>	<u>23,500円</u>
	<u>53,200円</u>	<u>27,000円</u>
	<u>61,200円</u>	<u>31,000円</u>
	<u>70,400円</u>	<u>35,500円</u>
	<u>88,800円</u>	<u>44,500円</u>
第3項第1号	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>

第3項第2号	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
第4項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第4項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

43～49 略

45～51 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第52条の20の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の香川県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(香川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 香川県税条例等の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第2条のうち香川県税条例附則第40項の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>38 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、同項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車並びに一般乗合用バス及び被けん</p>	<p>附 則</p> <p>(自動車税の税率の特例)</p> <p>40 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、同項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに</p>

引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法附則第12条の3第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する平成31年度分の自動車税に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「新車新規登録」という。)を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

略

第2条のうち香川県税条例附則中第41項を第39項とし、第42項から第51項までを2項ずつ繰り上げる改正規定中「第51項」を「第49項」に改める。